十　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　略］

十一　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　略］

十二　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　第一条の五第九号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

十三　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　第一条の五第十号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

（法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項）

第十条　法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

［二～四　略］

（市町村の職権により教育・保育給付認定の変更の認定を行う場合の手続）

第十二条　市町村は、法第二十三条第四項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満三歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該教育・保育給付認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。

2　［略］

（令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者）

第二十二条　令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　［略］

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所若しくは入居又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）

［三～七　略］

十　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　同上］

十一　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　同上］

十二　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　第一条の五第九号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

十三　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　第一条の五第十号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

（法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項）

第十条　法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

［二～四　同上］

（市町村の職権により教育・保育給付認定の変更の認定を行う場合の手続）

第十二条　市町村は、法第二十三条第四項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満三歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該教育・保育給付認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。

2　［同上］

（令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者）

第二十二条　令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　［同上］

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）

［三～七　同上］